

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
1		Cpo	8	40					畜産農業（日平均排水量1000m ³ 以上の事業場の場合に限る。）
		Cpi	8	9					2の項に統合
2	畜産農業	Cpo	8	40	8	40	8	30	畜産農業（日平均排水量1000m ³ 未満の事業場の場合に限る。）
		Cpi	8	9	8	9	8	9	統合による名称変更
3	天然ガス鉱業	Cpo	3	4	1	1.5	2	3	
		Cpi	2	3.5	1	1.5	1	2.5	
4	非金属鉱業	Cpo	4	5	1	2	1.5	3	
		Cpi	2	3.5	1	1.5	1.5	2.5	
5	肉製品製造業	Cpo	4	16	4	16	4	16	
		Cpi	1	8	1	6	1	8	
6	乳製品製造業	Cpo	5	16	5	8.5	5	16	
		Cpi	1	8	1	3.5	1	8	
7	畜産食料品製造業（前二項 に掲げるものを除く。）	Cpo	8	16	5.5	11	8	16	
		Cpi	1	8.5	1	5.5	1	8.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cpo	3	7.5	3	4	3	5.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	1.5	1.5	5.5	
9	寒天製造業	Cpo	3	7.5	3	5.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	2.5	1.5	5.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造 業	Cpo	3	7.5	3	6.5	3	6	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	3	1.5	5.5	
11	水産練製品製造業（前項に 掲げるものを除く。）	Cpo	3	12	3	7.5	3	12	水産練製品製造業
		Cpi	1.5	8	1	3.5	1.5	8	日本標準産業分類による名称変 更
12	冷凍水産物製造業	Cpo	3	12	3	8	3	12	
		Cpi	1.5	8	1.5	5.5	1.5	8	
13	冷凍水産食品製造業	Cpo	4	12	4	8	4	12	
		Cpi	1	8	1	6	1	8	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
14	水産食品製造業（整理番 号8の項から前項までに掲 げるものを除き、魚介類塩 干・塩蔵品製造業を含 む。）	Cpo	3	12	3	8	3	12	水産食品製造業（8の項から 前項までに掲げるものを除 く。） 日本標準産業分類による名称変 更
		Cpi	1.5	8	1.5	4	1.5	8	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産 保存食品製造業	Cpo	3	12	3	7.5	3	12	
		Cpi	1.5	5.5	1	3	1.5	5.5	
16	野菜漬物製造業	Cpo	3	7.5	2.5	6.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	3	1.5	5.5	
17	味そ製造業	Cpo	4	7.5	4	7.5	4	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	4.5	1.5	5.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製 造業	Cpo	8	9	4	8	8	9	
		Cpi	1.5	8.5	1.5	3	1.5	8.5	
19	うま味調味料製造業	Cpo	3	8	1.5	8	3	5.5	化学調味料製造業 日本標準産業分類による名称変 更
		Cpi	1.5	6	1	1.5	1.5	5.5	
20	ソース製造業	Cpo	3	7.5	3	6	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	2.5	1.5	5.5	
21	食酢製造業	Cpo	3	7.5	3	4.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	3	1.5	5.5	
22	砂糖精製業	Cpo	3	7.5	1.5	5	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1	2	1.5	4	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化 糖製造業	Cpo	3	7.5	3	6	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	3	1.5	5.5	
24	小麦粉製造業	Cpo	3	7.5	3	7.5	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	2.5	1.5	4	
25	パン製造業	Cpo	3	7.5	2	6	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	2.5	1.5	5.5	
26	生菓子製造業	Cpo	6	7.5	3	7.5	6	7.5	
		Cpi	1	6.5	1	4	1	6.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cpo	3	7.5	3	4	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1	1.5	1.5	4	
28	米菓製造業	Cpo	3	7.5	3	7.5	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	4.5	1.5	4	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cpo	3	7.5	3	6	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	3	1.5	5.5	
30	植物油脂製造業	Cpo	4	7.5	2.5	6	4	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	2	1.5	5.5	
30の項の備考(1)		Cpo		8					りん又はその化合物を脱ガム剤として使用するものにあつては
		Cpi							削除
30の項の備考(2)	米糠を原料として使用するものにあつては	Cpo		20	4	8		16	
		Cpi							
31	動物油脂製造業	Cpo	2	7.5	2	6	2	4.5	
		Cpi	1	5.5	1	4.5	1	4.5	
32	食用油脂加工業	Cpo	3	7.5	2.5	3.5	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1	2	1.5	4	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	Cpo	3	7.5	2	3	3	5.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	1.5	1.5	5.5	
34	穀類でんぷん製造業	Cpo	3	10	3	6.5	3	10	
		Cpi	1.5	8	1.5	3	1.5	8	
35	めん類製造業	Cpo	3	7.5	3	6.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	2.5	1.5	5.5	
36		Cpo	3	7.5					こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業
		Cpi	1.5	5.5					削除
37	豆腐・油揚げ製造業	Cpo	5	7.5	4	7.5	5	7.5	
		Cpi	1	5.5	1	4.5	1	5.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
38	あん類製造業	Cpo	5	12	3.5	12	5	12	
		Cpi	1	8	1	4	1	8	
39	冷凍調理食品製造業	Cpo	8	9	4	8.5	8	9	
		Cpi	1	8.5	1	4.5	1	8.5	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮 豆の製造に係るもの	Cpo	4	7.5	2.5	7.5	4	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	4.5	1.5	5.5	
41	清涼飲料製造業	Cpo	3	8	2.5	5.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	3.5	1	2	1.5	3.5	
42	果実酒製造業	Cpo	3	4	1.5	2.5	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1	2.5	1.5	3.5	
43	ビール製造業	Cpo	3	4	3	4	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1.5	2.5	1.5	3.5	
44	清酒製造業	Cpo	3	4	1.5	4	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1	1.5	1.5	3.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cpo	3	4	2	4	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1	1.5	1.5	3.5	
46	インスタントコーヒー製造 業	Cpo	3	4	2.5	3.5	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1	3	1.5	3.5	
47	配合飼料製造業	Cpo	2	3.5	2	3.5	2	3	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
48	単体飼料製造業	Cpo	2	3.5	2	3.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
49	有機質肥料製造業	Cpo	2	3.5	1.5	3.5	2	3	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
50	たばこ製造業	Cpo	2	3.5	2	3	2	3	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	Cpo	2	6.5	2	6	2	5.5	器械生糸製造業
		Cpi	1	4.5	1	4	1	4.5	統合による名称変更
52		Cpo	2	6.5					座繰生糸製造業
		Cpi	1	4.5					51項に統合
53		Cpo	2	6.5					玉糸製造業
		Cpi	1	4.5					51の項に統合
54		Cpo	2	6.5					生糸製造業（51の項から前項に掲げるものを除く。）
		Cpi	1	4.5					51の項に統合
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	Cpo	2	6.5	2	4.5	2	5.5	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
56		Cpo	2	6.5					繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの
		Cpi	1	4.5					51の項に統合
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	Cpo	2	6.5	2	4.5	2	4.5	
		Cpi	1	4.5	1	4	1	4.5	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	Cpo	2	6.5	1	2	2	6.5	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	Cpo	2	6.5	2	5.5	2	6.5	
		Cpi	1	4.5	1	3	1	4.5	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	Cpo	2	6.5	2	6	2	5	
		Cpi	1	4.5	1	4.5	1	4.5	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	Cpo	2	6.5	2	5	2	6.5	
		Cpi	1	4.5	1	2	1	4.5	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	Cpo	2	6.5	1.5	4	2	6.5	
		Cpi	1	4.5	1	2	1	4.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
63	繊維工業で繊維雑品染色整 理工程（染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。）に 係るもの	Cpo	2	10	2	5	2	9	
		Cpi	1	4.5	1	3	1	4.5	
64	繊維工業で不織布製造工程 に係るもの	Cpo	2	6.5	1	2	2	6	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
65	繊維工業でフェルト製造工 程に係るもの	Cpo	2	6.5	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	3	
66	繊維工業で上塗りした織物 及び防水した織物製造工 程に係るもの	Cpo	2	6.5	1	2	2	4.5	
		Cpi	1	4.5	1	2	1	4.5	
67	繊維工業で繊維製衛生材料 製造工程に係るもの	Cpo	2	6.5	2	3.5	2	3	
		Cpi	1	4.5	1	3	1	3	
68	繊維工業（整理番号55の項 から前項に掲げるものを除 く。）	Cpo	2	6.5	1	3.5	2	4.5	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
69	一般製材業又は木材チップ 製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	一般製材業
		Cpi	1	2.5	1	2.5	1	2.5	統合による名称変更
70		Cpo	2	3					木材チップ製造業
		Cpi	1	2.5					69の項に統合
71	合板製造業（集成材製造業 を含む。）又はパーティク ルボード製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	合板製造業
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	統合による名称変更
72		Cpo	2	3					パーティクルボード製造業（次 項に掲げるものを除く。）
		Cpi	1	2.5					71の項に統合
73		Cpo	2	3					パーティクルボード製造業で湿 式剥皮工程に係るもの
		Cpi	1	2.5					71の項に統合
74		Cpo	2	3					床柱製造業
		Cpi	1	2.5					削除
75	木材薬品処理業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
76	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で溶解パ ルプ製造工程に係るもの	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
77	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でサルファ イトパルプ製造工程に係 るもの	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
78	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ製造工程、リファイ ナーグランドパルプ製造工 程又はサーモメカニカル パルプ製造工程に係るもの	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
79	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし ケミグランドパルプ製造工 程又は未さらしセミケミ カルパルプ製造工程に係 るもの(次項に掲げるもの を除く。)	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
80	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらし ケミグランドパルプ製造工 程(前行程の未さらしケミ グランドパルプ製造工程を 含む。)又はさらしセミケ ミカルパルプ製造工程(前 工程の未さらしセミケミ カルパルプ製造工程を 含む。)に係るもの	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
81	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし クラフトパルプ製造工程 に係るもの(次項に掲げる ものを除く。)	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
82	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらし クラフトパルプ製造工程(前 工程の未さらしクラフト パルプ製造工程を含む。)に 係るもの	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
83	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原 料とするパルプ製造工程 に係るもの(次項に掲げる ものを除く。)	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考(例：「30の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号30の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
84	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原料 とし脱インキ又は漂白を 行うパルプ製造工程（前工 程の離解工程を含む。）に 係るもの	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
85	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で木材又は 古紙以外のものを原料とす るパルプ製造工程に係るも の	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
86	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ、リファイナージェ ランドパルプ又はサーモメカ ニカルパルプを主原料とす る洋紙製造工程（前工程の グランドパルプ、リファイ ナージェランドパルプ又は サーモメカニカルパルプ製 造工程を有するものに限 る。）に係るもの	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
87	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で洋紙製造 工程に係るもの（前項に掲 げるものを除く。）	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
88	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で板紙製造 工程に係るもの	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
89	機械すき和紙製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
90	手すき和紙製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
91	塗工紙製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
92	段ボール製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
93	重包装紙袋製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
94	セロファン製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
95	乾式法による繊維板製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
96	繊維板製造業（前項に掲げ るものを除く。）	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
97	パルプ製造業、紙製造業又 は紙加工品製造業（整理番 号76の項から前項までに掲 げるものを除く。）	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
98		Cpo	2	4.5					新聞業
		Cpi	1	3.5					100の項に統合
99		Cpo	2	4.5					出版業
		Cpi	1	3.5					100の項に統合
100	印刷業（新聞その他の出版 物を印刷するものを含 む。）	Cpo	2	4.5	2	4	2	4.5	印刷業
		Cpi	1	3.5	1	3	1	3.5	統合による名称変更
101	製版業	Cpo	2	4.5	2	3.5	2	4.5	
		Cpi	1	3.5	1	2	1	3.5	
102	窒素質・りん酸質肥料製造 業	Cpo	2	50.5	2	26.5	2	26.5	
		Cpi	1	50.5	1	26.5	1	26.5	
103	複合肥料製造業	Cpo	2	50.5	2	30	2	26.5	
		Cpi	1	50.5	1	30	1	26.5	
104	化学肥料製造業（前二項に 掲げるものを除く。）	Cpo	2	50.5	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	50.5	1	1.5	1	3	
105	ソーダ工業	Cpo	2	4	1.5	2.5	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
106	電炉工業	Cpo	2	4	2	3	2	3.5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
107	無機顔料製造業	Cpo	2	4	1	3	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
108	無機化学工業製品製造業 (整理番号105の項から前 項までに掲げるものを除 く。)	Cpo	2	5	1	2.5	2	5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
108の項の備 考	りん及びりん化合物製造工 程にあつては	Cpo		40	2	40		40	
		Cpi		8		8		8	
109	石油化学系基礎製品製造業 で脂肪族系中間物製造工 程に係るもの	Cpo	2	5	1.5	3	2	4	
		Cpi	1	3.5	1	1.5	1	3.5	
109の項の備 考	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあつては	Cpo	6.5	24	6.5	7.5	6.5	8	
		Cpi	4	8	4	5	4	8	
110	石油化学系基礎製品製造業 で環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造工程に係るも の	Cpo	2	5	1	1.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
110の項の備 考	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあつては	Cpo	6.5	24	2.5	3.5	6.5	8	
		Cpi	4	8			4	8	
111	石油化学系基礎製品製造業 でプラスチック製造工程に 係るもの	Cpo	2	5	1.5	2.5	2	5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
112	石油化学系基礎製品製造業 で合成ゴム製造工程に係る もの	Cpo	2	5	1	2	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
113	石油化学系基礎製品製造業 で有機化学工業製品製造工 程(脂肪族系中間物製造工 程、環式中間物・合成染 料・有機顔料製造工程、プ ラスチック製造工程及び合 成ゴム製造工程を除く。)に 係るもの	Cpo	2	5	1	2	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
113の項の備 考	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあつては	Cpo	6.5	24	2.5	3.5	6.5	8	
		Cpi	4	8			4	8	
114	石油化学系基礎製品製造業 (整理番号109の項から前 項までに掲げるものを除 く。)	Cpo	2	5	1	2.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
115	脂肪族系中間物製造業	Cpo	2	5	1.5	2.5	2	5	
		Cpi	1	3.5	1	1.5	1	3.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考(例：「30の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例：整理番号30の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
115の項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては	Cpo	6.5	24	4	20	6.5	24	
		Cpi	4	8	2.5	4	4	8	
116	メタン誘導品製造業	Cpo	2	5	2	3	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
117	発酵工業	Cpo	2	5	1.5	3	2	4	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
118	コールタール製品製造業	Cpo	2	5	2	3	2	3	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cpo	2	5	1.5	3.5	2	5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
119の項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては	Cpo	6.5	24	6.5	24	6.5	24	
		Cpi	4	8	4	5	4	8	
120	プラスチック製造業	Cpo	2	5	1	3	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
121	合成ゴム製造業	Cpo	2	5	1.5	3.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cpo	2	5	1.5	5	2	5	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
122の項の備考	有機りん系農薬原体製造工程にあつては	Cpo		60	2	23		60	
		Cpi							
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
125	合成繊維製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
127	石けん・合成洗剤製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
129	塗料製造業	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
130	印刷インキ製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cpo	2	6	1.5	6	2	6	
		Cpi	1	5	1	1.5	1	5	
131の項の備考	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては	Cpo	4	8		8	4	8	
		Cpi				2.5			
132	医薬品製剤製造業	Cpo	2	5	1	2.5	2	3.5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
133	生物学的製剤製造業	Cpo	2	5	1	2.5	2	5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
134	生薬・漢方製剤製造業	Cpo	2	5	2	3	2	3.5	生薬製造業
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	日本標準産業分類による名称変更
135	動物用医薬品製造業	Cpo	2	5	2	5	2	3.5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
136	火薬類製造業	Cpo	2	5.5	1.5	2.5	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
137	農薬製造業	Cpo	2	5.5	2	5.5	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
138	合成香料製造業	Cpo	2	5.5	2	4	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
139	香料製造業（前項に掲げる ものを除く。）	Cpo	2	5.5	2	4	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
140	化粧品・歯磨・その他の化 粧用調整品製造業	Cpo	2	5.5	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
141		Cpo	2	5.5					にかわ製造業
		Cpi	1	2.5					142の項に統合
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	Cpo	2	5.5	2	4	2	4	ゼラチン・接着剤製造業（前項 に掲げるものを除く。）
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	統合による名称変更
143	写真感光材料製造業	Cpo	2	5.5	1.5	2.5	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製 品製造業	Cpo	2	5.5	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
145	イオン交換樹脂製造業	Cpo	2	5.5	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
146	化学工業（整理番号102の 項から前項までに掲げるも のを除く。）	Cpo	2	5.5	1.5	2.5	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
147	石油精製業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
148	潤滑油製造業（前項に掲げ るものを除く。）	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
149	コークス製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
150	石油コークス製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
151	自動車タイヤ・チューブ製 造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
152	ゴム製品製造業でラテック ス成型型洗浄工程に係るも の	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
153	ゴム製品製造業（前二項に 掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
154	なめしかわ製造業	Cpo	2	14.5	2	3	2	14.5	
		Cpi	1	14.5	1	1.5	1	14.5	
155	毛皮製造業	Cpo	2	14.5	2	3	2	3	
		Cpi	1	14.5	1	1.5	1	3	
156	板ガラス製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
157	板ガラス加工業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
158	ガラス製加工素材製造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
159	ガラス容器製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
160	理化学用・医療用ガラス器 具製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
162	ガラス繊維（長繊維に限 る。）・同製品製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
163	ガラス繊維・同製品製造業 （前項に掲げるものを除 く。）	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
164	ガラス・同製品製造業（整 理番号156の項から前項ま でに掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
165	生コンクリート製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
166	コンクリート製品製造業	Cpo	2	3	1	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
167	セメント製品製造業（前二 項に掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
168	黒鉛電極製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
169	碎石製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cpo	2	3	1	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
171		Cpo	2	3					模造真珠製造業（ガラス製のも のに限る。）
		Cpi	1	2.5					削除
172	うわ薬製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
173	高炉による製鉄業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	製鋼圧延を行う高炉による製鉄 業
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	統合による名称変更
174		Cpo	2	3					製鋼圧延を行わない高炉による 製鉄業
		Cpi	1	2.5					173の項に統合
175	フェロアロイ製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
176	高炉によらない製鉄業（前 項に掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
177		Cpo	2	3					転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業
		Cpi	1	2.5					178の項に統合
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	電気炉(単独電気炉を含む。))による製鋼・製鋼圧延業
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	統合による名称変更
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
182	鋼管製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
183	伸鉄業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
184	磨棒鋼製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
185	引抜鋼管製造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
186	伸線業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
187	ブリキ製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
188	亜鉛鉄板製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
189	めっき鋼管製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

注1: 「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2: 備考(例: 「30の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例: 整理番号30の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
190	めっき鉄鋼線製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
191	表面処理鋼材製造業（整理 番号187の項から前項まで に掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
192	鍛鋼製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
193	鍛工品製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
194	鋳鋼製造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び 整理番号197の項に掲げる ものを除く。）	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
196	鋳鉄管製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
197	可鍛鋳鉄製造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
198	鉄粉製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
199	鉄鋼業（整理番号173の項 から前項までに掲げるもの を除く。）	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
200	非鉄金属製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
201	電気めっき業	Cpo	2	5.5	1.5	5	2	4	
		Cpi	1	3.5	1	3	1	3.5	
201の項の備 考	りん又はその化合物による 表面処理施設を設置するも のには	Cpo	4	8	2.5	8	4	8	
		Cpi		4.5		4.5		4.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cpo	2	5.5	2	5.5	2	5.5	
		Cpi	1	3.5	1	3	1	3.5	
202の項の備考(1)	溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては	Cpo	4	8	2.5	4	4	8	
		Cpi		4.5		2.5		4.5	
202の項の備考(2)	アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては	Cpo	8	50	8	17	8	50	
		Cpi		8.5		6		8.5	
203	一般機械器具製造業	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
204	プリント回路製造業	Cpo	2	3	1	2.5	2	3	プリント配線基盤製造業
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	名称変更
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	日本標準産業分類による名称変更
205の項の備考(1)		Cpo		8					半導体素子製造工程にあつては
		Cpi							削除
205の項の備考(2)	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては	Cpo	6	8	3	4.5	6	7	
		Cpi		6.5		1.5		6.5	
206	輸送用機械器具製造業	Cpo	2	4	1	4	2	4	
		Cpi	1	3.5	1	2	1	3.5	
206の項の備考	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては	Cpo	4	8	1.5	8	4	8	
		Cpi		4.5				4.5	
207	精密機械器具製造業	Cpo	2	4	1.5	2.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
207の項の備考		Cpo	8	9					備考（時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては）
		Cpi	1	4.5					削除
208	ガス製造工場	Cpo	2	4.5	2	4.5	2	3.5	
		Cpi	1	3.5	1	3.5	1	3.5	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
209	下水道業	Cpo	1	4	1	4	1	4	
		Cpi	1	4	1	4	1	4	
209の項の備考(1)	標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	Cpo		2		2		2	
		Cpi		2		2		2	
209の項の備考(2)	高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあっては	Cpo		8		8		8	
		Cpi		8		8		8	
210	空瓶卸売業	Cpo	4	5	4	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	3.5	2	4.5	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	Cpo	4	5	3	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1.5	2.5	2	4.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cpo	4	10	4	9	4	10	
		Cpi	2	4.5	1.5	4.5	2	4.5	
213	飲食店	Cpo	4	8	3	5.5	4	8	
		Cpi	2	5	2	4	2	5	
214	旅館	Cpo	4	5	3	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	4	2	4.5	
215	リネンサプライ業	Cpo	5	8	2.5	8	5	8	
		Cpi	1	6	1	5	1	6	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	5	8	2.5	7	5	8	
		Cpi	1	6	1	3	1	6	

注1: 「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2: 備考(例: 「30の項の備考」)の項中の「C値の幅」の欄には、元の項(例: 整理番号30の項)と値が異なる場合にのみ数字を記載(空白の場合は、元の項の値と同じ。)

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
217		Cpo	4	5					商業写真業
		Cpi	2	4.5					218の項に統合
218	写真業又は写真現像・焼付業	Cpo	4	5	4	5	4	5	写真業（前項に掲げるものを除く。）
		Cpi	2	4.5	2	4	2	4.5	統合による名称変更
219	自動車整備業	Cpo	4	5	2.5	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	3	2	4.5	
220	病院	Cpo	4	5	3	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	4	2	4.5	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。）	Cpo	2	8	2	8	2	8	
		Cpi	1	4	1	4	1	4	
221の項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cpo	1	3	1	3	1	3	
		Cpi		3		3		3	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限るのものに限る。）	Cpo	2	8	2	8	2	8	
		Cpi	1	5	1	5	1	5	
222の項の備考	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cpo	1	3.5	1	3.5	1	3.5	
		Cpi		3.5		3.5		3.5	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	Cpo	2	8	2	8	2	8	
		Cpi	1	4	1	4	1	4	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cp 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次につ けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
223の項の備考	嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cpo		4			4		4
		Cpi		3			3		3
224	ごみ処理業	Cpo	4	5	1	2.5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1	1.5	2	4.5	
225	廃油処理業	Cpo	4	5	1	1.5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1	1.5	2	4.5	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	Cpo	4	8	1	3	4	8	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
227	死亡獣畜取扱業	Cpo	4	5	2	4	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	3	2	4.5	
228	と畜場	Cpo	4	10	4	9.5	4	10	
		Cpi	2	4.5	2	4.5	2	4.5	
229	中央卸売市場	Cpo	4	5	4	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	3	2	4.5	
230	地方卸売市場	Cpo	4	5	2.5	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1.5	4	2	4.5	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	Cpo	4	5	1.5	4.5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1	3	2	4.5	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	Cpo	1	8	1	8	1	8	
		Cpi	1	8	1	8	1	8	

注1：「Cp」の値は「Cpo」と同値とする。

注2：備考（例：「30の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号30の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。